

「アクティブ・スチューデント・プログラム調査研究費」についての申し合わせ

2023年（令和5年）5月17日 甲南大学経済学会評議員会制定

第1条（目的）

アクティブ・スチューデント・プログラムに参加するチームの活動を支援することを目的に、アクティブ・スチューデント・プログラムに参加するチーム毎に「調査研究費」を支給する。

第2条（助成対象）

当該年度に開催されるアクティブ・スチューデント・プログラムに参加するチームが行う下記の活動を助成対象とする。

記

対象となる活動：①資料複写（印刷費・複写費）

②図書資料購入（図書費）

③研修会の開催

（会議室使用料・会議費－飲食代・レセプション代を含む）

④研究会参加（会費・交通費）

⑤企業等施設見学・体験学習（交通費・施設入場料・体験料）

⑥インタビュー・調査の実施（交通費・施設入場料・体験料）

⑥会合の実施（会議費－飲食代・レセプション代を含む）

⑦実験・アンケートの実施（物品費・印刷費・複写費・被験者および回答者への謝金・郵便費）

⑧研究成果発表（学会誌投稿料・学会参加費・交通費）

⑨その他、研究に資する活動

第3条（助成金額）

当該年度に開催されるアクティブ・スチューデント・プログラムに参加するチームへの助成金額の上限は次の通りとする。

・1チームあたり 30,000円

第4条（助成期間）

第2条で挙げた活動が助成対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第5条（支給および返金）

「アクティブ・スチューデント・プログラム調査研究費」は、参加チームのゼミナール担当教員、または、指導教員の申請に基づき、当該ゼミナール担当教員、または、指導教員に支給する。「アクティブ・スチューデント・プログラム調査研究費」を申請するゼミナール担当教員、および、指導教員は、当該年度中（3月31日まで）に助成活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細、を提出するとともに、助成対象となる活動を行ったことを示す資料、または、使途報告書を「甲南大学経済学会事務局」に提出しなければならない。領収書は、日付、支払先名、住所、領収印、支払明細が明記されたものとする。クレジットカード明細、電子決済明細についても、日付、支払先名、金額が確認できるものとする。ただし、交通費については、阪急岡本駅またはJR摂津本山駅を起点として、目的地までの申告ルートに対応する運賃等を算出し、概算で支出があったとすることも可能とする。申請し、事前に受け取った当該年度の助成金額のうち、助成対象となる活動を行ったことを示す領収書、または、レシート、クレジットカード明細、電子決済明細がないものについては、当該年度の3月31日までに「甲南大学経済学会事務局」に返金しなければならない。

第6条（改廃）

本申し合わせの改廃は、甲南大学経済学会評議員会の議を経て行う。